

平成30年度決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当先について

本来、地方消費税交付金は充当先が限定されない一般財源であります。引き上げ分の地方消費税収については、全て社会保障費に充てるものとされました。

平成27年4月から平成32年3月までの間においては、地方税法の規定により地方消費税収のうち17分の7に相当する額を社会保障費に充てることとされています。

平成30年度決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）及び社会保障費への充当額については以下のとおりです。

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

○ 歳入：地方消費税交付金（社会保障財源化分） 211,035 千円

○ 歳出：社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 5,218,771 千円

(単位：千円)

区分	款	項	目名又は事業名	経費	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
1 社会福祉	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	0	0			0	0
		2 児童福祉費	2 児童措置費	460,285	391,064			6,745	62,476
			3 母子福祉費	202,406	71,361			12,769	118,276
			4 保育所費	381,575	190,663		55,434	13,200	122,278
			5 子ども医療対策費	82,403	33,113		11,710	3,662	33,918
			6 ひとり親家庭等医療対策費	22,784	11,390		2,834	834	7,726
			3 高齢者福祉費	1 高齢者福祉総務費	43				4
		2 高齢者措置費		86,363			15,421	6,912	64,030
		4 介護予防事業費		18,717			9,408	907	8,402

		4 障害者福祉費	1 障害者福祉総務費	146,520	107,480			3,804	35,236
			2 障害者総合支援費	786,540	577,635			20,356	188,549
			3 重度障害者医療対策費	100,632	58,480		17,000	2,451	22,701
		5 生活保護費	2 扶助費	1,596,713	1,268,785			31,952	295,976
		小 計			3,884,981	2,709,971	0	111,807	103,596
2 社会保険	3 民生費	1 社会福祉費	1 国民健康保険特別会計繰出金	239,288	134,456			10,214	94,618
			5 後期高齢者医療費	509,450	93,740			40,505	375,205
		3 高齢者福祉費	1 福岡県介護保険広域連合負担金	477,755				46,551	431,204
		小 計			1,226,493	228,196	0	0	97,270
3 保健衛生	4 衛生費	1 保健衛生費	2 予防費	70,404				6,860	63,544
			3 健康増進事業費	15,788	1,079			1,433	13,276
			4 母子保健対策費	21,105	1,850		1	1,876	17,378
		小 計			107,297	2,929	0	1	10,169
合 計				5,218,771	2,941,096	0	111,808	211,035	1,954,832

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。